

選定プロセスの各段階の作業チームによるチェックについて (経過報告)

平成 30 年 9 月 28 日
文部科学省幹部職員の事案等に関する
調査・検証チームにおける作業チーム

平成 30 年 9 月 13 日に決定した、「『私立大学研究ブランディング事業』の選定プロセスに関する調査について」にしたがって、今般、事業委員会の選任、審査部会委員の書面審査分担決定について、作業チームの弁護士 2 名により、事業担当者へのヒアリング等を通じて確認を行ったので、その結果について以下のとおり報告する。

(選定プロセスの検証ポイント)

- ① 事業委員会委員の選任 (9 月 20 日)
 - 利害関係者・利益相反者の排除等の観点から作業チームがチェック
- ② 審査部会委員の書面審査分担決定 (9 月 20 日)
 - 利害関係者・利益相反者の排除等の観点から作業チームがチェック

- (1) 事業委員会の委員の選任について、事業担当者から、新旧委員（候補）を示しながら、その選任方法の説明があった。
- (2) その後、執務室において、審査部会委員の書面審査分担決定の方法について、実際に画面を示しながら、申請大学に対する審査委員の審査分担決定を行う行程についての説明があった。
- (3) 上記の結果、作業チームにおいて、以下の見解が示された。
 - ・ 事業委員会の委員の選任においては、各私学団体関係者や有識者等により構成され、特定の者の恣意的な意向が反映されないよう、審査の公平性・客観性に配慮した選考を行っている。
 - ・ 審査部会委員の書面審査分担決定においては、利害関係に配慮するとともに、恣意的な配置にならないよう、申請大学及び審査委員を機械的に配置し、審査分担決定を行っている。
 - ・ 審査の公平性・客観性をより担保するため、事業委員会委員に対して、利害関係と思われる大学について事前に申告するよう、担当課より文書にて丁寧に説明することを求める。
 - ・ 利害関係者の範囲について、過去に遡って確認する年数の適切な範囲（例えば、概ね 10 年程度）を検討することを求める。

「私立大学研究ブランディング事業」の選定プロセスに関する調査について

平成 30 年 9 月 13 日

文部科学省幹部職員の事案等に関する調査・検証チーム

1. 選定プロセスの制度等の調査

文部科学省の他の公募型事業と同様、選定プロセスに、文部科学省職員を含めた特定の者の恣意的な意向が反映されない制度となっているかについて調査を行った。

事業担当課において、調査票に沿って選定プロセスの現状について調査を行い、その結果も踏まえ、文部科学省幹部職員の事案等に関する調査・検証チーム(以下、「調査・検証チーム」という。)において、調査票の分析及びヒアリングを行った。

事業担当課からは、より公平・公正な選定プロセスとするため、追加的な改善に向けた取組について提案があった。これも踏まえつつ、調査・検証チームからは更なる改善を求めることとした。

(1) 事業担当課から提案のあった改善に向けた取組

事業担当課より、平成 30 年度は、書面審査後のみならず書面審査の前に事業委員会を開催し、審査の観点をより明確にすること、申請校に対し提供する情報や公開情報を充実させ透明性の向上を図ること、との改善を行った上で、対象校の採択を行う旨提案があった。

【改善に向けた取組の具体的な内容】

①書面審査後のみならず書面審査の前に事業委員会を開催し、審査の観点をより明確にする

- ・ 今年度は、書面審査を行う前に事業委員会を開催し、審査の観点について審議し、決定する。
- ・ 事業委員会において決定した審査の観点について、審査部会委員に対して通知し、それを踏まえ書面審査を行う。
- ・ 書面審査後の事業委員会においては、書面審査が審査の観点に基づき行われたかどうかを確認しつつ、書面審査におけるコメントも踏まえて審議を行い、最終決定を行う。

②申請校に対し提供する情報や公表情報を充実させ透明性の向上を図る

- ・ 申請校に対して、選定結果に加え、書面審査段階でのコメントや評価の高い項目及び低い項目について情報提供する。
- ・ 委員長所見において、従来より公表している第1～3次候補の区分方法に加え、第1次候補として選定された大学のうち最低点数や、投票対象となった大学数、投票の結果選定された大学のうち最低得票数について公表する。

など、透明性の一層の確保に向けた改善を行う。

(2) 調査・検証チームにより更なる実施を求める事項

調査・検証チームとしては、事業担当課の提案による改善点を是としつつも、より公平・公正な選定プロセスとするため、以下の事項について実施を求めることとした。

利害関係者や利益相反者等の範囲に関し、現行の規定が曖昧であることから、例示を付記すること等により利害関係者の範囲を明確にすること。

委員の守秘義務の遵守については、委員就任時等に十分に説明し、その趣旨の徹底を図ること。

申請者からの働きかけ等があった場合には申し出ることを審査委員に対して義務付けるとともに、その旨審査要領等に記載すること。

(注) なお、上記に加え、本年度については既に実施済みの申請者からの問合せの対応については、その回答についてQ & Aを作成し公表すべきと考えられるところ、来年度以降の事業の実施に際し留意するよう求めることとした。

2. 選定プロセスの各段階の作業チームによるチェック

上記の調査に加え、本件事業については特に社会的関心も高いことから、今後の支援対象の決定までのプロセスの各段階において、作業チームがチェックを行いながら手続きを実施することとし、これによりその適正性を確認することとする。その結果については、別途報告する。

(選定プロセスの検証ポイント)

- ① 事業委員会委員の選任（9月20日）
→ 利害関係者・利益相反者の排除等の観点から作業チームがチェック
- ② 審査部会委員の書面審査分担決定（9月20日）
→ 利害関係者・利益相反者の排除等の観点から作業チームがチェック
- ③ 書面審査結果の集計・事業委員会向け資料の作成（11月～12月）
→ 審査委員会の公正性・公平性確保等の観点から作業チームがチェック
- ④ 事業委員会による最終決定（1月）
→ 審査委員会の公正性・公平性確保等の観点から作業チームが会議に立ち会い、チェック
- ⑤ 採択結果に係る決裁等（2月）
→ 決裁過程以降について審査結果の恣意的な変更の排除の観点から作業チームがチェック